

# 令和3年度 決算報告

令和3年度決算が令和4年7月6日開催の第140回組合会で承認されましたのでご報告します。

## 医療保険情勢

### 新型コロナの影響と 全世代型社会保障制度の構築

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の第5波・第6波により、社会生活は大きな影響を受けました。日本での累計感染者数は1700万人を超え、今なお増え続けています。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻で国際情勢も混沌としてきており、先行きは不透明な状況です。

医療保険では、高齢化の進展や少子化、生産年齢人口の減少という問題が山積するなか、「全世代型社会保障構築会議」が設置され、「子育て・若者世代への支援」「勤労者皆保険の実現」「家庭における介護の負担軽減」「地域共生社会づくり」「医療・介護・福祉サービスの強化」などが議論されています。

## 当健康保険組合の状況

### 健康ポータルサイトの活用

令和元年度に開設した被保険者向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」は、3年目を迎えました。恒例のウォーキングキャンペーン「歩Fes.」は、年間延べ489名の方に参加していただきました。参加者数は年々増加しており、認知度も高まってきているように思います。引き続き実施いたしますので、積極的に参加してください。

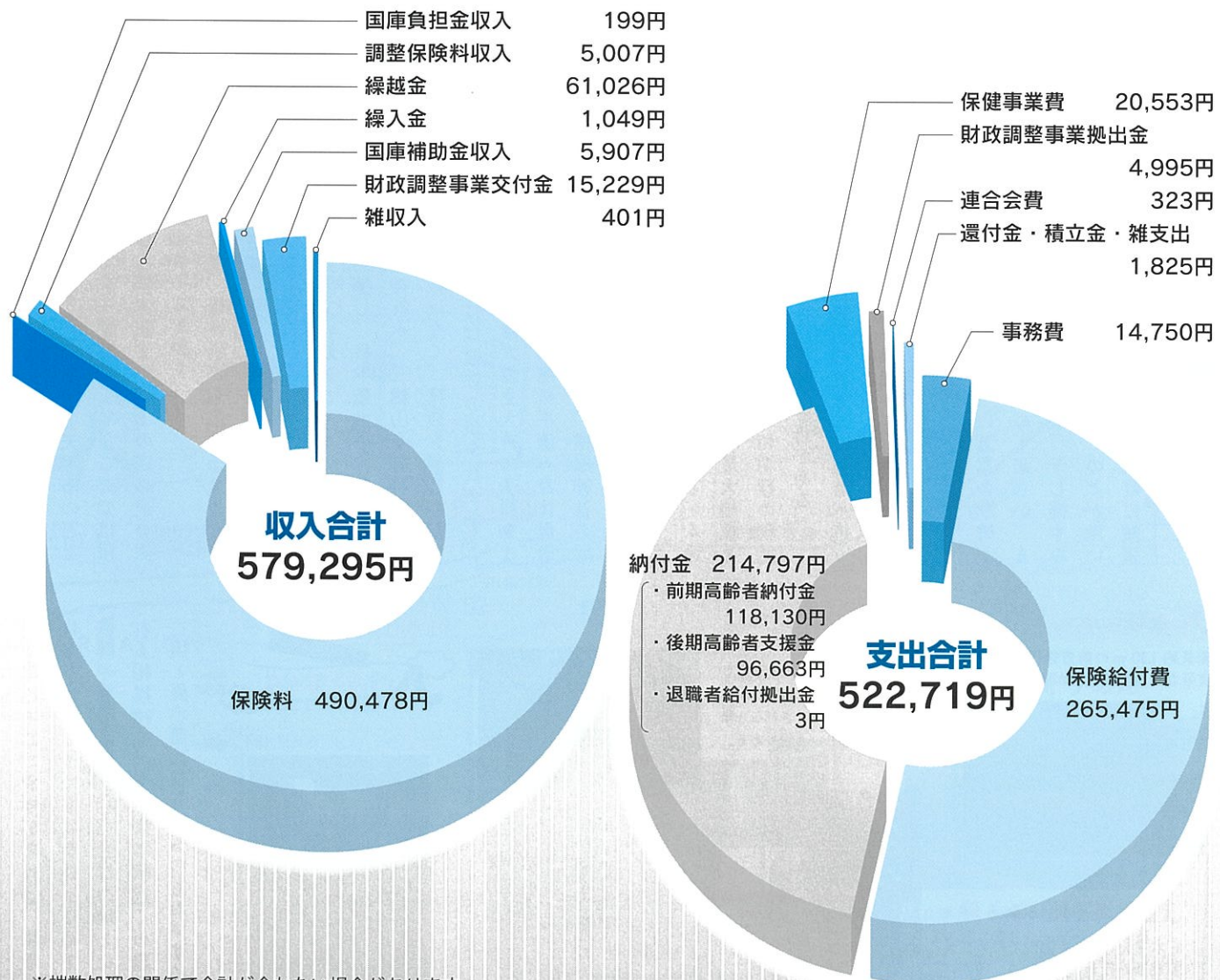
### 経常収支は再び赤字に

収支面においては、被保険者数(△92人)や標準報酬月額(△1,965円)が減少し保険料収入が減収となる一方、納付金総額は前年度より9%の増加となりました。その結果、経常収支は見込みよりも低くなりましたが、△9107万円の赤字となりました。

### 今後の見通し

被保険者数の減少や報酬月額・賞与額の伸び率の低下による保険料収入の減少が見込まれ、また、医療の高度化などによる医療費の増加や、高齢者医療に対する納付金の増大などで厳しい財政状況が予測されます。健康保険組合としては、引き続き被保険者・被扶養者の健康増進を図り、被保険者・事業主の協力のもと、適正で円滑な組合運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を願います。

## 被保険者1人当たりの決算（一般勘定）



※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

## 収入支出決算概要表

### 一般勘定

| 科目              | 令和2年度決算額    | 令和3年度決算額    | 科目          | 令和2年度決算額    | 令和3年度決算額    |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 保険料             | 1,773,984千円 | 1,740,217千円 | 事務費         | 53,342千円    | 52,334千円    |
| 国庫負担金収入         | 729         | 706         | 保険給付費       | 937,644     | 941,906     |
| 調整保険料収入         | 18,435      | 17,764      | 納付金         | 701,456     | 762,100     |
| 繰越金             | 170,662     | 216,522     | 前期高齢者納付金    | 363,932     | 419,126     |
| 繰入金             | 3,319       | 3,721       | 後期高齢者支援金    | 337,509     | 342,961     |
| 国庫補助金収入         | 6,962       | 20,957      | 病床転換支援金     | 2           | 1           |
| 財政調整事業交付金       | 56,735      | 54,031      | 退職者給付拠出金    | 13          | 12          |
| 雑収入             | 6,788       | 1,421       | 保健事業費       | 74,579      | 72,922      |
| 収入合計(A)         | 2,037,614千円 | 2,055,339千円 | 財政調整事業拠出金   | 18,410      | 17,723      |
| 経常収入合計(B)       | 1,783,669千円 | 1,745,815千円 | 連合会費        | 1,544       | 1,146       |
|                 |             |             | 還付金・積立金・雑支出 | 92          | 6,476       |
|                 |             |             | 支出合計(C)     | 1,787,067千円 | 1,854,607千円 |
| 差引残金(A)-(C)     | 250,547千円   | 200,732千円   | 経常支出合計(D)   | 1,768,657千円 | 1,836,883千円 |
| 経常収支差引残金(B)-(D) | 15,012千円    | △ 91,068千円  |             |             |             |

### 介護勘定

| 科目      | 令和3年度<br>決算額 | 令和3年度<br>介護保険第2号被保険者たる<br>被保険者等1人当たり額 | 科目          | 令和3年度<br>決算額 | 令和3年度<br>介護保険第2号被保険者たる<br>被保険者等1人当たり額 |
|---------|--------------|---------------------------------------|-------------|--------------|---------------------------------------|
| 介護保険収入  | 191,795千円    | 89,124円                               | 介護納付金       | 180,202千円    | 83,737円                               |
| 繰越金     | 21,993       | 10,220                                | 介護保険料還付金    | 5千円          | 2                                     |
| 雑収入     | 3            | 1                                     | 支出合計(F)     | 180,207千円    | 83,739円                               |
| 収入合計(E) | 213,791千円    | 99,345円                               |             |              |                                       |
|         |              |                                       | 差引残金(E)-(F) |              | 33,584千円                              |

# 山の辺の道

三輪から奈良へ通じる古道「山の辺の道」は「日本書紀」にその名が残る、日本最古の道といわれている。古代の人々も眺めたであろう風景を見ながら、のんびり歩こう。

## 長岳寺 鐘楼門

紅葉に彩られた日本最古の鐘楼門。弘法大師創建当初の建物で国の重要文化財。

山の辺の道は、桜井市と海老池市から、三輪を経て天理市の石上神宮までを一般的に指す。ここでは桜井駅から柳本駅まで、山の辺の道の南半分のコースを歩く。

まずは、桜井駅から仏教伝来の地碑をめざす。百済の使者が、この地に初めて仏教を伝えたことされている。国の重要文化財となっている金屋の石仏を見学し、日本最古の神社といわれる大神神社へ。三輪山を御神体とするため本殿はなく、拝殿を通して山を拝む。境内には複数の摂末社がある。大直禰子神社は、大物主大神の子孫をまつり、狭井神社は病氣平癒・身体健康のご利益があるという。檜原神社の周辺は大和平野の眺望スポット。

さらに歩くと、ヤマトタケルノミコトの父、景行天皇の陵墓がある。4世紀の古墳としてはわが国で最大規模とされる。その先には、大和朝廷の創始者とされる崇神天皇の陵墓がある。

**崇** 神天皇の陵墓から長岳寺へ向かう。長岳寺は弘法大師が創建した古刹で、庭の紅葉が美しい。参拝したら、柳本駅から帰路につこう。

山の辺の道には随所に万葉の歌碑が建ち、読みながら歩くのも楽しい。また道端の無人販売所では、干し柿やみかんなどが売られている。のどが渇いたり小腹がすいたら気軽に頻張ることができる。ありがたい。

## 黒塚古墳

全長約130mの前方後円墳。状態が良好な三角縁神獣鏡が多数出土した。



## 相撲神社にある碑

日本書紀によると国内で初めて天覧相撲が行われたという。境内に「勝利の聖」の碑が建つ。

## 箸墓古墳

わが国最初の巨大古墳として知られ、倭迹迹日百襲姫命の墓とされる。卑弥呼の墓という説もある。



## ヤマトタケルノミコトの歌碑

「大和は国のまほろば たたなく青がき 山ごもれる 大和し 美し」

## Sightseeing ちよと寄り道



時間と体力に余裕があれば、井寺池ほとりにあるヤマトタケルノミコトの歌碑や箸墓古墳、相撲神社の地といわれる相撲神社、また柳本駅近くの黒塚古墳と展示館に立ち寄るのもおすすめ。



### INFORMATION

JR 万葉まほろば線桜井駅、または近鉄大阪線桜井駅下車

南阪奈道路「葛城IC」から約30分

桜井市観光協会  
☎ 0744-42-7530  
https://sakurai-kankou.jimdo.com/

天理市観光協会  
☎ 0743-63-1242  
https://kanko-tenri.jp/

※営業時間や料金などは変更される場合があります。  
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、営業時間の短縮や変更、臨時休業、閉鎖等の対策を講じている施設・交通機関があります。詳細は施設HP等でご確認ください。

## 分割調剤とリフィル処方せんについて

2022年4月から「リフィル処方せん」が導入されましたが、それより以前に「分割調剤」という制度も始まっています。2つとも薬の処方に関するよく似た制度ですが、違いについてご存知でしょうか。

### ●分割調剤とは

分割調剤とは、「薬剤師のサポートが必要」と医師が判断した場合などに、最大3回分の処方せんが発行されるしくみです。その他、患者が薬剤を長期保存するのが困難であったり、ジェネリック医薬品を初めて使用する場合にも行われ、こちらは基本的に薬剤師が判断できます。

薬局のメリットは、患者の服薬管理を継続して行いやすいこと、患者の状態等を確認しやすいことがあげられます。

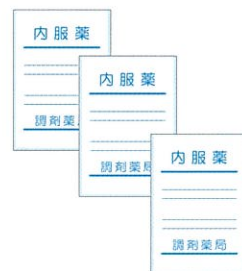
患者のメリットは、残薬の相談がしやすい、ジェネリック医薬品を安心して試すことができることなどがあげられます。



### ●リフィル処方せんとは

リフィル処方せんとは、症状が安定している患者などに医師が発行する処方せんのことで、一定期間に最大3回まで繰り返し使用できます。これにより、患者は薬がなくなるたびに病院を受診する必要がなくなり、薬局で繰り返し薬を受け取ることができます。

ただし、処方せんの管理は患者が行いますので、紛失には注意しなければなりません。また、2回目以降に薬をもらいに行く予定の日時は、原則として前回の調剤日を起点に決まります。



### ●分割調剤とリフィル処方せんの違い

たとえば、「90日分の内服薬を30日分ずつ処方する場合」

| 分割調剤                                                      | リフィル処方せん                                             |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ◇医師は90日分の処方せんとして、30日分ずつの3枚の処方せんと、分割指示にかかわる処方せん（別紙）を発行します。 | ◆医師は30日分の処方せんを、繰り返し利用できる回数（この場合は3回）を記載したうえで、1枚発行します。 |
| ◇薬局では、医師の指示どおりに30日分ずつの調剤を行い、患者は薬をもらいます。                   | ◆薬局では、医師の指示どおりに30日分ずつの調剤を行い、患者は薬をもらいます。              |
| ◇2回目以降は、薬局に処方せんを持って行けば薬をもらえます。                            | ◆2回目以降は、薬局に処方せんを持って行けば薬をもらえます。                       |
| ※調剤の都度、薬剤師は処方した医師へ報告します。                                  | ※調剤の都度、薬剤師は処方した医師へ状況を報告します。                          |
|                                                           | ※処方せんは、都度患者に返却されますので、紛失等に注意が必要です。                    |

2021年  
秋より  
本格運用中！

## マイナンバーカードが 保険証に

「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関や薬局では、マイナンバーカードが保険証として利用できます。

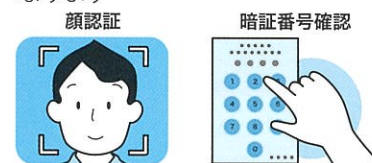


### 使い方

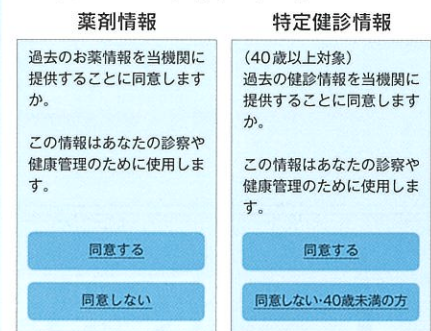
①顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く  
→カバーやケースから出してください



②本人確認のため、カードリーダーのカメラで顔認証して、顔写真と一致しているか確認をする  
または暗証番号を入力する  
→子どもの場合は、親や代理人が暗証番号を代わりに入力して本人確認となります



③「薬剤情報の閲覧」「特定健診情報の閲覧」の同意確認を行えば、受付が完了



※画面はイメージです。

### 便利な機能

本人が同意すれば、医療機関や薬局で過去の薬剤情報や特定健診情報が確認できる



「マイナポータル」で、過去の薬剤情報や特定健診情報がいつでも閲覧できる



限度額適用認定証がなくても、医療機関・薬局で限度額以上の一時支払いが不要となる



確定申告書の作成時に、医療費通知情報がデータで連携できる



転職した場合、新しい保険証が手元に届いていなくても、保険証として利用できる



### ◆使用するには事前申し込みが必要

- マイナンバーカードと交付の際に設定した数字4ケタの暗証番号を準備してください
- スマートフォンやパソコン、セブン銀行のATMで申し込みができます

※スマートフォンの場合は専用アプリが、パソコンの場合はICカードリーダーと専用アプリが必要です  
※一部の薬局でも申し込みサポートがあります

詳しくは

健康保険証 マイナポータル

検索

スマートフォンは  
こちらから

